

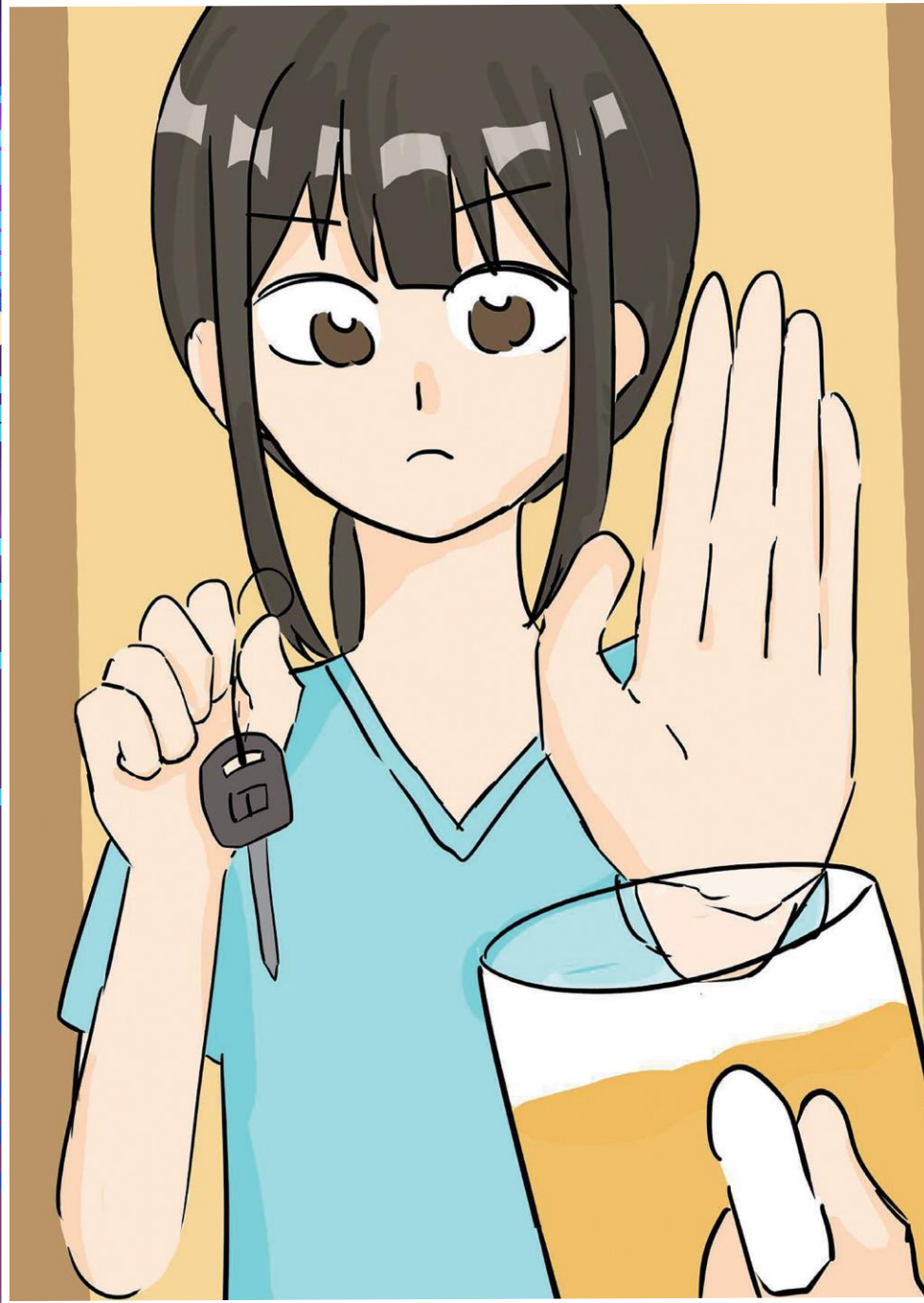
令和7年 年末年始の 交通安全県民運動

12月21日(日)～1月4日(日)

令和7年

令和8年

15日間



運動のスローガン

飲む前に
車じゃないよね？
再確認

沖縄ラフ&ピース専門学校 中村 真生 さんの作品

運動の重点

- ① 飲酒運転の根絶及び危険運転の防止
- ② 二輪車の交通事故防止
- ③ こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と
高齢運転者の交通事故防止
- ④ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・
遵守の徹底とヘルメットの着用促進

STOP!!
飲酒運転

沖縄県・沖縄県交通安全推進協議会

飲酒運転根絶県民運動実施中！

飲酒運転は**犯罪**です。

絶対にしてはいけません。



【令和7年9月末時点の県内の飲酒運転の現状】

- 飲酒絡み事故発生件数・・・**44**件（前年比 **-6** 件）
- 飲酒絡み事故死者数・・・**2**人（前年比 **-4** 人）
- 飲酒運転検挙件数・・・**746**件（前年比 **-221** 件）

自転車の違反に青切符が導入

2026年4月1日から

自転車の交通違反に対して、自動車などと同様に反則金を納める「交通反則通告制度」、いわゆる「青切符」制度が適用されます。

対象となる行為は**100種類以上**

対象となる年齢は**16歳以上**

反則金額は**原付バイクと同等**



主な違反（青字は反則金）

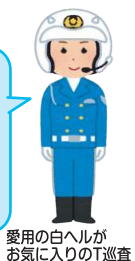


酒気帯び運転などの悪質な違反については従来どおり、刑事処分対象となり、「赤切符」等で処理されます。

自転車特有の違反



3年以内に特定の違反を反復して行うと「自転車運転者講習」を受けることになります。
対象年齢は14歳以上なので、ご家庭でも交通ルールの確認をお願いします。



愛用の白ヘルメットが気になるの？T巡査

重大事故を防止するため、交通ルールを守ろう！

覚えて下さい！！

アルコールの単位と処理にかかる時間

【アルコールの単位】※アルコール1単位＝純アルコール20gを含む酒量

ビール	泡盛	日本酒	酎ハイ	ワイン	ウィスキー
1杯(500ml) アルコール度5%	グラス半分(100ml) アルコール度25%	一合(180ml) アルコール度15%	1本(350ml) アルコール度7%	小グラス2杯(200ml) アルコール度12%	ダブル1杯(60ml) アルコール度43%

ここにあげたのは、純アルコール約20グラムを含む酒類です。これを「**アルコールの1単位**」と呼びます。泡盛やウィスキーなどアルコール濃度が高いものほど、量が少ないことが分かります。

【アルコールの処理にかかる時間】

※体重60kgの人が1単位を処理するには**約3～4時間**かかります！

例：ビール3杯（500ml）と泡盛グラス半分（100ml）を飲んだ場合…

4単位 × 4時間 = 16時間

8時間寝たとしても、体内には2単位分のアルコールが残っており、**そのまま運転すると飲酒運転になります。**

アルコールの分解にかかる時間は、睡眠中は遅くなります。（通常の約2倍）また、大量に水を飲んだり、運動やサウナなどで汗をかいても体外にアルコールが排出されるのはほんの一部で、肝臓で分解されない限り、体からアルコールはほとんど抜けません。

※アルコールの分解時間は個人差があり、年齢・性別・体重・体質等でも変わります。

二輪車の交通事故防止！

無謀な運転の禁止・マナーアップ

【令和7年9月末時点】

二輪車事故発生件数・・・**482**件（対前年比**+10**件）

二輪車乗車中の死者数・・・**12**人（対前年比**+1**人）

安全速度を守って、**急な進路変更**や**割り込み**はやめよう！



「自転車安全利用五則」を守りましょう！

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



※万が一に備え、「**自転車保険への加入**」を検討しましょう！

飲酒運転根絶宣言店の募集

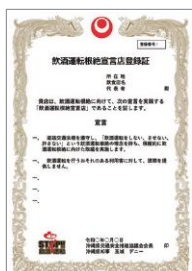


「飲酒運転をしない、させない、許さない」

沖縄県では、飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進するため、飲酒運転根絶を宣言し実践する飲食店を募集・登録します。

登録されると、次のような特典があります。

- 登録証の交付
- 沖縄県のホームページに、飲食店名・所在地等を掲載
- 交通安全啓発物等の配布
- 飲酒運転根絶ロゴマークの使用（申請不要）
- 県知事表彰の対象（飲酒運転根絶対策功労表彰）



登録の対象

沖縄県内で営業し、来店者に酒類を提供する飲食店で、推進項目（様式2）の必須条件を除き、3項目以上を宣言し実践できる飲食店。

※店舗の形態に関わらず、店内で酒類を提供する場合であれば対象となります。（例）居酒屋、BAR、スナック、ラーメン屋、お好み焼き屋、ファミリーレストランなど

申込方法

沖縄県のホームページから登録申込書・推進項目の様式をダウンロードし、必要事項を記載のうえ生活安全安心課に郵送又はFAXにて提出。

問合せ先

沖縄県生活福祉部生活安全安心課 交通安全市民活動班
TEL:098-866-2187 FAX:098-866-2789
E-mail:aa024007@pref.okinawa.lg.jp

